

第3章 附則

1. 施行期日

◆附則第1条（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第四条中商標法第三十一条第一項ただし書の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日

三 第一条中特許法第六十五条第六項の改正規定、同法第二百五条第四項の改正規定、同法第二百五条の二を同法第二百五条の二の十一とし、同法第二百五条の次に十条を加える改正規定、同法第二百五条の四第一項第一号の改正規定、同法第六十九条第六項の改正規定、同法第二百条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同法第二百条の二を同法第二百条の三とし、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十条の改正規定、第三条中意匠法第四十一条の改正規定及び同法第六十条の十二第二項の改正規定並びに第四条中商標法第十三条の二第五項の改正規定及び同法第三十九条の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 （略）

今改正法における商標制度の改正は、改正法の公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日（令和元年政令第145号により令和2年4月1日に決定）から施行する（附則第1条本文）。ただし、通常使用権の許諾制限の撤廃については、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとし（同条第1項第2号）、令和元年5月27日に施行された。

2. 経過措置

◆附則第3条（商標法の一部改正に伴う経過措置）

（商標法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の商標法第六十八条の二十八第一項の規定は、施行日以後にする標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定であって日本国を指定するもの（以下この条において「日本国を指定する領域指定」という。）について適用し、施行日前にした日本国を指定する領域指定については、なお従前の例による。

国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間を見直すに当たり、国際商標登録出願の審査の途中で適用される法が変更されることによる混乱を 방지、法的安定性を図るため、商標法第68条の28第1項の改正規定は、改正法の施行日以後にする国際商標登録出願から適用することとし、施行日前にした国際商標登録出願については、なお従前の例によることとした。